

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 7件

## 茨城国民年金 事案 1147

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から同年9月まで  
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和41年5月から同年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、母が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和41年7月9日以降であると考えられ、オンライン記録により、申立期間直後の国民年金保険料について現年度納付されていることが確認できることから、現年度納付が可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人には、年度内において納付済期間と未納期間が混在する場合に存在するはずの国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在せず、行政側の申立人に係る台帳管理が適切に行われていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しており、申立人の母は、同期間の保険料が納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月

ねんきん特別便が届き、申立期間及び昭和53年1月から同年3月までの保険料が未納とされていた。結婚を機に国民年金に加入し、その後は夫の保険料と一緒に納付してきた。また、記録調査の段階で、昭和53年1月から同年3月まで保険料については、納付事実が確認でき、記録が訂正された。

このため、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、国民年金被保険者名簿の検認記録により、申立人は、申立期間直後の昭和46年4月から47年3月までの保険料について、同年4月28日に納付している事実が確認できることから、この時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の年金記録については、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料が納付されていたとして、平成22年9月21日に納付記録が追加されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年3月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は平成8年5月20日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、18万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の上記訂正後の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月21日から同年4月17日まで  
② 平成7年4月17日から8年3月31日まで  
③ 平成8年3月31日から同年5月20日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び③について、加入記録が無いことが判明した。しかし、

給与明細書により、平成7年3月21日から8年5月20日までの勤務に対して保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間①及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、標準報酬月額が給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に相当する額と相違していることが判明した。このことから、申立期間②の標準報酬月額について訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、オンライン記録では、標準報酬月額は18万円となっている。

一方、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額に対応する保険料額(22万円相当)が控除され、同記録上の標準報酬月額より高い額の給与(28万円ないし36万円相当)を受けていたことが確認できる。

また、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③について、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成8年3月31日より後の同年5月30日に、申立人の被保険者資格喪失に係る届出（喪失日：平成8年3月31日）が行われていることが確認できるほか、複数の同僚の資格喪失及び標準報酬月額について遡及訂正処理が行われていることが確認できることから、申立人の被保険者資格喪失に係る処理は、当該処理と一体となつて行われたものと考えられる。

また、申立人は、当該期間当時、給与の遅配があつた旨を主張しているほか、同僚から当時のA社の経営状態は良くなかつた旨の証言が得られたことから、申立人の被保険者資格喪失に係る処理及び同僚の遡及訂正処理等の一連の処理は、保険料の滞納を解消するために行われた不合理な処理であつたものと考えられる。

さらに、雇用保険被保険者記録により、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことが確認できるとともに、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成8年5月20日までの勤務に対して、給与の支給を受けていることが確認できる。

加えて、A社は、当該期間において法人事業所であり、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、給与明細書により勤務が確認できる同年5月20日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係るオンライン記録における平成8年2月の記録から、18万円とすることが妥当である。

他方、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、前述の標準報酬月額（18万円）に対して、高い額に対応する保険料額（24万円相当）が控除され、高い額の給与（30万円ないし34万円相当）を受けていたことが確認できる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、9 万 2,000 円との回答を受けた。しかし、私が所持している申立期間の給与明細書では、当該額より高い金額の給与を受け取り、それに相当する厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、平成 10 年 3 月 12 日付けで、申立人を含む 9 人の標準報酬月額が 8 年 2 月 1 日に遡及して訂正され、9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、事業主により 59 万円（上限）の標準報酬月額に相当する給与を支給され、当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間当時の総務部長に照会したところ、自身が元事業主と相談した上で役員の標準報酬月額の引き下げの届出を行ったものの、申立人はこの届出には関与しておらず、申立人の了解を得ずに手続をした旨の証言が得られたことから、申立人は、上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場にはなかったものと考えられるとともに、標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

さらに、A社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有していた役員及び同僚 12 人に照会したところ、8 人から回答が得られ、そのうちの 4 人から申立人は当該標準報酬月額の引き下げに関与していなかった旨の証

言が得られたほか、3人から元事業主が関与していた旨の証言が得られた。

加えて、A社に係る平成8年度から10年度までの滞納処分票により、申立期間当時の総務部長が社会保険事務所へ何度も出向き、滞納額の納入計画について相談していた事跡が記載されていることが確認できるものの、この事跡中に申立人の名前は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年4月26日に訂正し、申立期間⑥の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月1日から同年10月1日まで  
② 昭和34年10月7日から35年4月1日まで  
③ 昭和38年3月18日から同年10月1日まで  
④ 平成4年11月1日から同年12月1日まで  
⑤ 平成9年3月1日から同年4月26日まで  
⑥ 平成9年4月26日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社に勤務していた昭和31年7月1日から同年10月1日までの期間、C社に勤務していた34年10月7日から35年4月1日までの期間、D社に勤務していた38年3月18日から同年10月1日までの期間、E社に勤務していた平成4年11月1日から同年12月1日までの期間並びにA社に勤務していた9年3月1日から同年4月26日までの期間及び同年4月26日から同年5月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

各申立期間について、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑥について、労働局に照会したところ、申立人はA社において、平成9年3月26日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年9月11日に離職していることが確認できる旨の回答が得られた。

また、A社から提出された申立人に係る賃金台帳（写）により、平成9年4月の厚生年金保険料が同年5月分の給与から控除されていることが確認できるところ、同社から、当該期間の保険料控除について翌月控除方式

であった旨の回答が得られた。

さらに、上記賃金台帳（写）により、申立人が平成9年3月26日に入社したことが確認できるところ、A社から、同社では、入社後に1か月間の試用期間を設けており、試用期間後に厚生年金保険の加入手続を行うようにしている旨のほか、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出する際、資格取得日を同年4月26日と記載すべきであったにもかかわらず、事務担当者が誤って同年5月1日として届け出た旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る賃金台帳（写）により確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあった旨の回答が得られたことから、事業主は平成9年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人がB社に勤務していたことは同僚の証言から推認できる。

一方、当該期間にB社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した4人に照会したところ、2人から回答が得られ、そのうちの1人から、同社では、中卒及び高卒の新卒者（学校を卒業し、4月に採用された者）は、採用と同時に社会保険に加入できたが、中途採用者及び随時採用者については、3か月間の試用期間があり、試用期間終了後、社会保険に加入することができた旨の証言が得られた。なお、当該同僚は、申立人は昭和31年10月1日に本採用となったとしている。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の連絡先も不明のため、照会することができない。

- 3 申立期間②について、当該期間にC社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した7人に照会したところ、5人から回答が得られ、そのうちの1人から、申立人はF市区町村にあった学校に通学していた期間があり、当該期間はその時期だと思ふ旨の証言が得られた。

そこで、上記の証言に基づき、申立人に確認したところ、申立人は、昭和35年頃、職場の承諾を得て休暇を取り、自費でF市区町村内にあった夜間学校に6か月間通っていたとしているほか、昼間、C社以外の事業所（申

立人は事業所名を不明としている。)に勤務していたとしている。

また、C社に照会したところ、当該期間当時の書類は残存しないため、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いに関しては確認することができない旨の回答が得られた。

- 4 申立期間③について、オンライン記録により、D社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、G共済組合から提出された申立人に係る「人事履歴」(写)及び「組合員原票」(写)により、申立人は、昭和38年4月1日付けで、臨時雇用員としてD社に採用されていることが確認できるほか、同組合から、同年10月1日に同社が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨の回答が得られた。

さらに、申立人と同様、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年10月1日に、同社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した6人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうちの2人から、それぞれ、同年3月ないし同年4月に臨時員又は試用員として採用された旨の証言が得られた。

- 5 申立期間④について、オンライン記録により、「E社」及び類似する名称の事業所を検索したものの、申立人が主張する所在地(H市区町村)に、該当する厚生年金保険の適用事業所は無い。

また、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地に、「E社」という名称の会社・法人は見当たらない旨の回答が得られた。

さらに、労働局に照会したところ、申立人の当該期間における雇用保険被保険者記録は無い上、I都道府県内に「E社」という名称の雇用保険の適用事業所は無い旨の回答が得られた。

加えて、申立人は事業主及び同僚等を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

なお、申立人は、当該期間において、国民年金被保険者資格を有しているとともに、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 6 申立期間⑤について、上記1のとおり、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、当該期間のうち、平成9年3月26日以降の期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

一方、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」(写)及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」(写)により、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成9年5月1日、資格喪失日は同年9月12日であることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る賃金台帳（写）により、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

- 7 このほか、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。
- これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年4月29日）及び資格取得日（同年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月29日から同年8月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和39年4月29日から同年8月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間中、A社の系列会社であるB社に出向していたものの、A社の社員として勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社において、昭和38年4月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年4月29日に被保険者資格を喪失した後、同年8月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、同年4月から同年7月までの期間について被保険者記録が無い。

一方、労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和32年4月1日、離職年月日が43年4月1日である旨の回答が得られた。

また、A社には申立人の人事記録等は保管されていないものの、申立人の上司が記録したメモによると、申立人は、昭和38年6月20日にA社から系列会社であるB社に出向し、41年6月23日にB社からA社に復帰したことを確認することができる。

さらに、A社から、B社に勤務していた者は、A社の社員としてB社に出向していた旨のほか、B社とA社の両方から給与が支給され、厚生年金保険料に

については、A社から支給された給与から控除されていたと思われる旨の回答が得られた。

加えて、申立期間当時、B社へ出向していた同僚4人に照会したところ、A社の回答と同様の証言が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人は、A社の社員としてB社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人のオンライン記録における申立期間前後の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届又は取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成 2 年 1 月までの期間及び同年 9 月から 4 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 62 年 11 月から平成 2 年 1 月まで  
②平成 2 年 9 月から 4 年 2 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和 62 年 11 月から平成 2 年 1 月までの期間及び同年 9 月から 4 年 2 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

20 歳の誕生日に、母が A 市町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。

国民年金に加入後、保険料は未納なく納付しており、1 年以上まとめて納付したことも遡って納付したことも無い。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に、申立人の母が A 市町村役場で国民年金の加入手続を行い、納付期限ごとに国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録により、平成 6 年 9 月 13 日に両申立期間の国民年金被保険者資格が遡って記録追加されていることが確認でき、この時点では、両申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の被保険者の国民年金手帳記号番号により、平成 6 年 8 月以降であると考えられる上、オンライン記録によれば、申立人は、4 年 8 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、同年 9 月 26 日に過年度納付していることが確認できることから、この時点で、納付可能な期間について、保険料を納付したものと推認できる。

さらに、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成 6 年 8 月頃の時点では、特例納付制度は存在しないため、両申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 1150（事案 930 及び 1040 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 41 年 3 月まで  
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和 38 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料が法定免除とされていた。

申立期間については、母が法定免除を行っていたが、昭和 48 年頃に、長女である私が、10 年間の範囲内で遡って保険料を追納できることを知り、A市町村役場において 2 万 2,200 円を追納したはずである。

このため、申立期間について、法定免除とされ、保険料が追納されていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人には、A市町村役場が管理する国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月までの保険料について、「追納」の記載があることが確認できることから、申立人が 51 年 9 月 7 日に同市に転入後、その時点で納付可能であった申立期間直後の保険料を追納したものの、申立期間については時効により保険料を追納することができなかったとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 16 日付け及び 22 年 6 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の代理人である長女は、本申立てにおいて、申立期間を短縮しており、今回、申立人の長女に対し、口頭意見陳述の機会を設けたものの、申立人の長女は、従来の主張を繰り返すのみであり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から26年5月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和21年10月1日から26年5月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和21年10月1日から28年1月21日までA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の、A社への勤務に至る経緯及び担当業務に係る記憶が明瞭であることから、申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと思われる。

一方、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており（オンライン記録では当該事業所の全喪日を確認できない。）、当時の事業主及び社会保険事務担当者の連絡先は不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人は、当時の同僚は全て他界しているとしているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前の確認できる者のうち、連絡先が確認できた者はいないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について、具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立人は、入社時にA社には10人の社員がいたと主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和21年10月1日に被保険者資格を有している者は3人となっていることが確認できることから、申立期間において、同社では、社員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事

実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 6 月から同年 10 月まで  
② 平成 4 年 1 月から同年 9 月まで

年金事務所に標準報酬月額を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 3 年 6 月から同年 10 月までの期間及び 4 年 1 月から同年 9 月までの期間について、給与支給額と大きく相違していることが判明した。

このことから、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額を給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「入社当時は 25 万円、主任に昇進して 27 万円の給料をもらっていた。」と主張しているが、オンライン記録により、申立期間において、自身と同じ職種であったとして申立人が名前を挙げた同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であったことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立期間に係る標準報酬月額を引下げ訂正した形跡は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた取締役に照会したところ、入社時点から一定の給与は保証されていたとしているものの、金額についての具体的な証言は得られなかった。

加えて、A社は平成 15 年 10 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表取締役も他界していることから、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料控除額を確認できない。

このほか、給与明細書もなく、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月31日から同年9月1日まで  
② 平成7年12月30日から8年1月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、加入記録が無いことが判明した。

両申立期間について、両事業所から受け取った給与明細書を持っており、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人から提出された平成3年8月分の給与明細書により、同年8月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかし、労働局に照会したところ、申立人はA社において、平成元年2月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、3年8月30日に離職している旨の回答が得られた。

また、申立人から提出された平成3年8月分の給与明細書（平成3年7月21日から同年8月20日まで）の記載により、申立人の出勤日数、休暇日数及び欠勤日数を合計すると、申立人が当該期間においてA社に勤務していたと認めることはできない。

上記を前提とすると、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成3年

8月31日であり、同年8月は、申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

2 申立期間②について、申立人から提出された平成8年1月分の給与明細書により、7年12月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかし、B社から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）により、申立人の離職日は平成7年12月29日であることが確認できる。

また、B社は、厚生年金保険の資格喪失日について、離職日の翌日として届出を行っていることから、申立人の資格喪失日を平成7年12月30日としたことについては間違いないとしている。

上記を前提とすると、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成7年12月30日であり、同年12月は、申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

3 これらの事情及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで

年金事務所に昭和 47 年 6 月 1 日から 51 年 5 月 31 日まで勤務していた A 社における標準報酬月額について照会したところ、47 年 6 月 1 日から 49 年 7 月 1 日までの標準報酬月額が、自分の記憶と大きく相違している記録となっている旨の回答を受けた。

私は、A 社の社長から、最低月額 12 万円を保障するからと言われて入社し、実際に支給されていたので、厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

閉鎖商業登記簿本によれば、A 社は昭和 59 年 12 月 2 日に解散している上、申立期間当時の事業主も既に他界しているため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び標準報酬月額の決定に関する具体的な証言を得ることはできない。

また、オンライン記録により、同僚 6 人の標準報酬月額は、申立人より先に入社した 1 人を除き、申立人の標準報酬月額よりも低いことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人（うち、一人は事業主）は、どちらも既に他界している上、申立期間当時の同僚の連絡先も不明のため、その当時の具体的な情報は得られない。

加えて、A 社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、不自然な点は見られない。

このほか、給与明細書もなく、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1308 (事案 684 及び 973 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 2 日から 50 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 1 月 20 日まで

前回、第三者委員会に申立てをした A 社に勤務していた昭和 47 年 3 月 2 日から 50 年 2 月 1 日までの期間及び同年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日までの期間並びに B 社に勤務していた同年 9 月 1 日から 51 年 1 月 20 日までの期間について、第三者委員会から記録を訂正できない旨の回答を受けた。双方の会社とも、夫は給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第 3 委員会の判断の理由

A 社に係る申立期間①及び②については、雇用保険の記録及び取締役の証言から、申立人が勤務していたことは認められるが、i) 事業所側に関連資料が保存されていない上、ほかの同僚の具体的な証言も無いこと、ii) 同社の作業所所長の記録も、入社後 3 年程度経過後に被保険者資格を取得していること、iii) 申立期間②中に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることなどから、また、B 社に係る申立期間③については、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が勤務していたことは認められるが、i) 同僚から、申立期間③当時、会社に社会保険の制度は無く、保険料控除も無かった旨の証言が得られたこと、ii) オンライン記録上も同名及び類似の事業所が適用事業所として見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 27 日付け及び同年 9 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻に対し、口頭意見陳述の機会を設けたが、申立人の妻は、従来の主張を繰り返すのみであったことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

また、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 43 年 8 月まで  
② 昭和 44 年 9 月から 46 年 4 月 20 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 8 月までの期間及び 44 年 9 月から 46 年 4 月 20 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

どちらの期間も勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人が名前を挙げた同僚のうち、二人はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に名前が無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、連絡先の判明した 10 人及び当該期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、連絡先の判明した 1 人の計 11 人に照会したところ、5 人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）から回答が得られ、そのうちの 1 人から、被保険者原票に名前が無い前述の同僚 2 人のうち 1 人は、自身及び申立人と同じ中学校出身の者で、同年度に入社し、職種も同じであった旨の証言が得られた。

さらに、当該同僚及び申立人は、当該期間のA社の従業員数を約 20 人であったとしているところ、同期間に係る同社における被保険者原票によれば、同社において被保険者資格を有していた者は 9 人ないし 13 人であったことが確認できることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

2 申立期間②について、同僚の証言から、正確な入社日は不明であるものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人が名前を挙げた同僚のうち、連絡先の判明した4人及び当該期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、連絡先の判明した1人の計5人に照会したところ、4人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）から回答が得られたものの、厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

また、上記回答の得られた同僚のうち、社会保険事務担当者から、A社では、代表取締役の指示により従業員を社会保険に加入させていた旨の証言が得られたほか、他の同僚一人からは、従業員の人柄を見て社会保険に加入させていたと思う旨の証言が得られたことから、同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

3 このほか、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年頃から 51 年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A市区町村に所在するB社、C社及びD社にそれぞれ勤務していた昭和 38 年頃から 51 年 5 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、勤務した事業所の順序と正確な勤務期間は忘れたものの、健康保険証をもらった記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者加入記録は無いほか、申立人が主張する所在地（A市区町村）に、「B社」、「C社」及び「D社」という名称の雇用保険の適用事業所は無い旨の回答が得られた。

また、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地に、「B社（又はE社）」、「C社」及び「D社」という名称の会社・法人は見当たらない旨の回答が得られた。

さらに、オンライン記録により、「B社（又はE社）」、「C社」、「D社」及び類似の名称を含む事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に該当する厚生年金保険の適用事業所は無い。

加えて、申立人は申立てしている各事業所の事業主及び同僚の名前を記憶していないため、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関して、照会することができない。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金強制被保険者資格を有しており、申立人の元妻と共に、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間について国民年金保険料の申請免除を行っているほか、48 年 4 月から 49 年

3月までの期間について保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。